

27 練都住第 101 号
平成 27 年 5 月 19 日

東京都サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し
練馬区が事業者を求める基準

- 1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 13 条第 1 項第 2 号に規定する住所地特例対象施設であること。
- 2 管理開始時の入居者を全て練馬区民とすること。ただし、管理開始後 3 か月以上空き室があった場合は、この限りでない。